

北一硝子一般事業主行動計画

株式会社北一硝子は、次世代育成支援対策推進法に基づき、社員がその能力を発揮し仕事と生活、子育ての調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のように一般事業主行動計画を策定致します。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和16年3月31日までの10年間

2 内容

目標 1

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

【対策】

- 令和7年4月～ 社内規程に加え給付を受けられる制度などを分かりやすく整理し、社内イントラネット等での周知を図る

目標 2

所定外労働の削減のための措置の実施

【対策】

- 令和7年5月～ 36協定の遵守を強化し管理職に対して社員の時間管理についての教育を行い、時間管理に対して管理職の意識向上を図る
従業員一人当たりの月平均残業時間3時間以内とする

目標 3

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

【対策】

- 令和7年4月～ 有給休暇取得率の調査と検討を行い、社内への周知を図り取得促進を進める
有給休暇取得率 80%以上とする